

◎佐賀県条例第1号

文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部改正)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例（平成20年佐賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務については、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文化に関すること（<u>文化財の保護に関すること</u>を除く。）。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務については、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文化に関すること（<u>次号に掲げるものを除く。</u>）。</p> <p>(3) <u>文化財の保護に関すること。</u></p>

(佐賀県職員定数条例の一部改正)

第2条 佐賀県職員定数条例（昭和24年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,136人</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会の事務部局（学校以外の教育機関を含む。）の職員 <u>244人</u></p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,161人</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会の事務部局（学校以外の教育機関を含む。）の職員 <u>219人</u></p> <p>(9)・(10) 略</p>

(佐賀県部設置条例の一部改正)

第3条 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地域交流部 ア～ウ 略 エ 文化及びスポーツに関すること。</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地域交流部 ア～ウ 略 エ 文化及びスポーツに関すること <u>(オに掲げるものを除く。)</u>。 <u>オ 文化財の保護に関すること。</u></p> <p><u>カ</u> 略</p> <p>(4)～(8) 略</p>

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第4条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～27 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第184条の規定により<u>佐賀県教育</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～27 略		28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第184条の規定により <u>佐賀県教育</u>	略	<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～27 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第184条の規定により<u>知事</u>が処理</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～27 略		28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第184条の規定により <u>知事</u> が処理	略
事務	市町又は広域連合												
1～27 略													
28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第184条の規定により <u>佐賀県教育</u>	略												
事務	市町又は広域連合												
1～27 略													
28 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第184条の規定により <u>知事</u> が処理	略												

改正前	改正後
<p>委員会が処理することとされている事務のうち、<u>佐賀県教育委員会</u>に提出すべき届書その他の書類及び物件を受理すること並びに<u>佐賀県教育委員会</u>が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知書を交付すること。</p> <p>(6) 法第188条第1項の規定により<u>佐賀県教育委員会</u>を経由すべき届書その他の書類及び物件を受理すること。</p> <p>(7) 法第188条第3項の規定により<u>佐賀県教育委員会</u>を経由すべき命令、勧告、指示その他の処分の告知書を交付すること。</p>	<p>することとされている事務のうち、<u>知事</u>に提出すべき届書その他の書類及び物件を受理すること並びに<u>知事</u>が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知書を交付すること。</p> <p>(6) 法第188条第1項の規定により<u>知事</u>を経由すべき届書その他の書類及び物件を受理すること。</p> <p>(7) 法第188条第3項の規定により<u>知事</u>を経由すべき命令、勧告、指示その他の処分の告知書を交付すること。</p>
29 略	29 略

(佐賀県文化財保護条例の一部改正)

第5条 佐賀県文化財保護条例（昭和51年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p><u>第8章 雑則（<u>第44条の2</u>・第45条）</u></p> <p><u>第9章 略</u></p> <p>附則</p> <p>（所有権等の尊重及び他の公益との調整）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p><u>第8章 佐賀県文化財保護審議会（<u>第44条の2</u>－<u>第44条の11</u>）</u></p> <p><u>第9章 雑則（<u>第44条の12</u>・第45条）</u></p> <p><u>第10章 略</u></p> <p>附則</p> <p>（所有権等の尊重及び他の公益との調整）</p>

改正前	改正後
<p>第3条 <u>佐賀県教育委員会</u>（第35条第1項、第44条の2及び第48条を除き、以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>（県重要文化財の指定）</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、有形文化財（法第27条第1項の規定による重要文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。）のうち佐賀県にとって重要なものを、佐賀県重要文化財（以下「<u>県重要文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による指定をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、<u>佐賀県文化財保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 第1項の規定による指定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該県重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>（県重要文化財の指定の解除）</p> <p>第5条 県重要文化財が県重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定の解除をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、<u>審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 県重要文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財</p>	<p>第3条 <u>知事</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>（県重要文化財の指定）</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、有形文化財（法第27条第1項の規定による重要文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。）のうち佐賀県にとって重要なものを、佐賀県重要文化財（以下「<u>県重要文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするに当たっては、<u>知事</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による指定をするに当たっては、<u>知事</u>は、あらかじめ、<u>佐賀県文化財保護審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 第1項の規定による指定をしたときは、<u>知事</u>は、当該県重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>（県重要文化財の指定の解除）</p> <p>第5条 県重要文化財が県重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定の解除をするに当たっては、<u>知事</u>は、あらかじめ、<u>佐賀県文化財保護審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 県重要文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財</p>

改正前	改正後
<p>の指定がなされたときは、当該県重要文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該県重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>6 第3項又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。 (所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第6条 県重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>教育委員会規則及び教育委員会</u>の指示に従い、県重要文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 県重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該県重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）に選任することができる。</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、県重要文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p> <p>4 略 (所有者等の変更)</p> <p>第7条 県重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 県重要文化財の所有者及び管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が県重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければなら</p>	<p>の指定がなされたときは、当該県重要文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>知事</u>は、その旨を告示するとともに、当該県重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>6 第3項又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を知事に返付しなければならない。 (所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第6条 県重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>規則及び知事</u>の指示に従い、県重要文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 県重要文化財の所有者は、当該県重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、<u>法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県重要文化財の管理の責めに任ずべき者</u>（以下この章において「管理責任者」という。）に選任することができる。</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、県重要文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p> <p>4 略 (所有者等の変更)</p> <p>第7条 県重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 県重要文化財の所有者及び管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が県重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければなら</p>

改正前	改正後
<p>ばならない。 (管理団体による管理)</p> <p>第7条の2 県重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、<u>教育委員会</u>は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県重要文化財の保存のため必要な管理（当該県重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするには、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、当該県重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。</p> <p>3～6 略</p> <p>第7条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、管理団体の指定を解除することができる。</p> <p>2 略 (滅失、<u>き損</u>等)</p> <p>第8条 県重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (所在の変更)</p> <p>第9条 県重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければ</p>	<p>ない。 (管理団体による管理)</p> <p>第7条の2 県重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、<u>知事</u>は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県重要文化財の保存のため必要な管理（当該県重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするには、<u>知事</u>は、あらかじめ、当該県重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。</p> <p>3～6 略</p> <p>第7条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、管理団体の指定を解除することができる。</p> <p>2 略 (滅失、<u>毀損</u>等)</p> <p>第8条 県重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。 (所在の変更)</p> <p>第9条 県重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を<u>知事</u>に届け出なければ</p>

改正前	改正後
<p>らない。ただし、<u>教育委員会規則</u>で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。 (管理又は修理の補助)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の補助金を交付する場合には、<u>教育委員会</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。 (管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第11条 県重要文化財の管理が適当でないため県重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、県重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 県重要文化財が<u>き損している</u>場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、県重要文化財の所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 (有償譲渡の場合の納付金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項に規定する「補助金の額」とは、第10条第1項の規定により交付された補助金の額を、補助に係る管理等を施した県重要文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に、当該耐用年数から管理等を行った時以後当該県重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。</p>	<p>ただし、<u>規則</u>で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。 (管理又は修理の補助)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の補助金を交付する場合には、<u>知事</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。 (管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第11条 県重要文化財の管理が適当でないため県重要文化財が滅失し、<u>毀損</u>し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>知事</u>は、県重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 県重要文化財が<u>毀損している</u>場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>知事</u>は、県重要文化財の所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 (有償譲渡の場合の納付金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項に規定する「補助金の額」とは、第10条第1項の規定により交付された補助金の額を、補助に係る管理等を施した県重要文化財につき<u>知事</u>が定める耐用年数で除して得た金額に、更に、当該耐用年数から管理等を行った時以後当該県重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。</p>

改正前	改正後
<p>3 略 (現状変更等の制限)</p> <p>第13条 県重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、<u>現状の変更</u>については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の<u>現状の変更</u>又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、<u>教育委員会</u>は、許可に係る<u>現状の変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 略 (修理の届出等)</p> <p>第14条 県重要文化財を修理しようとするときは、県重要文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による<u>現状の変更</u>の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 県重要文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。</p>	<p>3 略 (現状変更等の制限)</p> <p>第13条 県重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。ただし、<u>現状変更</u>については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>3 知事は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の<u>現状変更</u>又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、<u>知事</u>は、許可に係る<u>現状変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 略 (修理の届出等)</p> <p>第14条 県重要文化財を修理しようとするときは、県重要文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による<u>現状変更</u>の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 県重要文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>知事</u>は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>(県重要文化財の公開)</p> <p>第15条 教育委員会は、県重要文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、<u>教育委員会</u>の行う公開の用に供するため当該県重要文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、県重要文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該県重要文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定により県重要文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県重要文化財の管理の<u>責</u>に任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、県重要文化財の所有者に対し、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県重要文化財が滅失し、又は<u>き損した</u>ときは、県は、その県重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、県重要文化財の所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は<u>き損した</u>場合は、この限りでない。</p> <p>(調査)</p> <p>第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(所有者変更に伴う権利義務の承継)</p> <p>第18条 県重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県重要文化財に関しこの条例に基づいてする<u>教育委員会</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(県重要文化財の公開)</p> <p>第15条 <u>知事</u>は、県重要文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、<u>知事</u>の行う公開の用に供するため当該県重要文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 <u>知事</u>は、県重要文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該県重要文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>3 <u>知事</u>は、第1項の規定により県重要文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県重要文化財の管理の<u>責め</u>に任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>4 <u>知事</u>は、県重要文化財の所有者に対し、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県重要文化財が滅失し、又は<u>毀損した</u>ときは、県は、その県重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、県重要文化財の所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は<u>毀損した</u>場合は、この限りでない。</p> <p>(調査)</p> <p>第17条 <u>知事</u>は、必要があると認めるときは、県重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(所有者変更に伴う権利義務の承継)</p> <p>第18条 県重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県重要文化財に関しこの条例に基づいてする<u>知事</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>(県重要無形文化財の指定等)</p> <p>第19条 教育委員会は、無形文化財（法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県重要無形文化財（以下「県重要無形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、<u>審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>6 略</p> <p>7 第2項又は第5項の規定による認定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>(県重要無形文化財の指定等の解除)</p> <p>第20条 県重要無形文化財が県重要無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体とし</p>	<p>(県重要無形文化財の指定等)</p> <p>第19条 <u>知事</u>は、無形文化財（法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県重要無形文化財（以下「県重要無形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たっては、<u>知事</u>は、あらかじめ、<u>佐賀県文化財保護審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>知事</u>は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>6 略</p> <p>7 第2項又は第5項の規定による認定をしたときは、<u>知事</u>は、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>(県重要無形文化財の指定等の解除)</p> <p>第20条 県重要無形文化財が県重要無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体とし</p>

改正前	改正後
<p>て適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。</p> <p>3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、<u>審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 県重要無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定がなされたときは、当該県重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、<u>保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、</u>県重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>7 第4項若しくは第5項後段の規定による通知を受けた者、保持者が死亡した場合のその相続人又は保持団体が解散した場合のその団体の代表者であった者は、速やかに、認定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>教育委員会規則</u>の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければなら</p>	<p>て適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。</p> <p>3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をするに当たっては、<u>知事</u>は、あらかじめ、<u>佐賀県文化財保護審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 県重要無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定がなされたときは、当該県重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>知事</u>は、その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、<u>保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、</u>県重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>知事</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>7 第4項若しくは第5項後段の規定による通知を受けた者、保持者が死亡した場合のその相続人又は保持団体が解散した場合のその団体の代表者であった者は、速やかに、認定書を<u>知事</u>に返付しなければならない。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>規則</u>の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を<u>知事</u>に届け出なければなら。保持団体が</p>

改正前	改正後
<p>らない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</p> <p>（県重要無形文化財の保存）</p> <p>第22条 教育委員会は、県重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保持団体又は市町その他その保存に当たることを<u>適当と認める者</u>に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（県重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）</p> <p>第23条 教育委員会は、県重要無形文化財の保持者、保持団体又は市町その他その保存に当たることを<u>適当と認める者</u>に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>（県重要無形文化財の公開）</p> <p>第24条 教育委員会は、県重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県重要無形文化財の公開を、県重要無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>（県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定）</p> <p>第25条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県重要有形民俗文化財（以下「県重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県重要無</p>	<p>名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</p> <p>（県重要無形文化財の保存）</p> <p>第22条 知事は、県重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保持団体又は市町その他その保存に当たることが<u>適当と認められる者</u>に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（県重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）</p> <p>第23条 知事は、県重要無形文化財の保持者、保持団体又は市町その他その保存に当たることが<u>適当と認められる者</u>に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>（県重要無形文化財の公開）</p> <p>第24条 知事は、県重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県重要無形文化財の公開を、県重要無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>（県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定）</p> <p>第25条 知事は、有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県重要有形民俗文化財（以下「県重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県重要無形民俗</p>

改正前	改正後
<p>形民俗文化財（以下「<u>県重要無形民俗文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（<u>県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定の解除</u>）</p> <p>第26条 <u>県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財が県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定がなされたときは、当該<u>県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。</u>この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、<u>県重要有形民俗文化財についてはその所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。</u></u></p> <p>6 第2項において準用する第5条第3項の規定による通知又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>（<u>県重要有形民俗文化財の保護</u>）</p> <p>第27条 <u>県重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>県重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の届出に係る<u>現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為</u>に関し必要な指示をすることができる。</u></p>	<p>文化財（以下「<u>県重要無形民俗文化財</u>」という。）に指定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（<u>県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定の解除</u>）</p> <p>第26条 <u>県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財が県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、その指定を解除することができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定がなされたときは、当該<u>県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。</u>この場合には、<u>知事</u>は、その旨を告示するとともに、<u>県重要有形民俗文化財についてはその所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。</u></u></p> <p>6 第2項において準用する第5条第3項の規定による通知又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を<u>知事</u>に返付しなければならない。</p> <p>（<u>県重要有形民俗文化財の保護</u>）</p> <p>第27条 <u>県重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>県重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>知事</u>は、前項の届出に係る<u>現状変更又は保存に影響を及ぼす行為</u>に関し必要な指示をすることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(県重要無形民俗文化財の保存)</p> <p>第29条 教育委員会は、県重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、市町その他その保存に当たることを<u>適当と認める者</u>に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(県重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第30条 教育委員会は、市町その他県重要無形民俗文化財の保存に当たることを<u>適当と認める者</u>に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(県重要無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第31条 教育委員会は、県重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>(県史跡名勝天然記念物の指定)</p> <p>第32条 教育委員会は、記念物（法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県史跡、佐賀県名勝又は佐賀県天然記念物（以下「県史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(県史跡名勝天然記念物の指定の解除)</p> <p>第33条 県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 県史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による</p>	<p>(県重要無形民俗文化財の保存)</p> <p>第29条 <u>知事</u>は、県重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、市町その他その保存に当たることを<u>適当と認められる者</u>に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(県重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第30条 <u>知事</u>は、市町その他県重要無形民俗文化財の保存に当たることを<u>適当と認められる者</u>に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(県重要無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第31条 <u>知事</u>は、県重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>(県史跡名勝天然記念物の指定)</p> <p>第32条 <u>知事</u>は、記念物（法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとって重要なものを佐賀県史跡、佐賀県名勝又は佐賀県天然記念物（以下「県史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(県史跡名勝天然記念物の指定の解除)</p> <p>第33条 県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 県史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による</p>

改正前	改正後
<p>史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたときは、当該県史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>4 第2項において準用する第5条第3項の規定による通知又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。 (管理団体による管理及び復旧)</p> <p>第33条の2 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第36条において準用する第6条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、<u>教育委員会</u>は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第33条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、管理団体の指定を解除することができる。</p> <p>2 略 (土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第34条 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者</p>	<p>史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたときは、当該県史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。この場合には、<u>知事</u>は、その旨を告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>4 第2項において準用する第5条第3項の規定による通知又は前項後段の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、指定書を<u>知事</u>に返付しなければならない。 (管理団体による管理及び復旧)</p> <p>第33条の2 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第36条において準用する第6条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、<u>知事</u>は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第33条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、管理団体の指定を解除することができる。</p> <p>2 略 (土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第34条 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者</p>

改正前	改正後
<p>(第36条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第35条 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>佐賀県教育委員会</u>の許可(別に規則で定めるものについては、市の教育委員会の許可)を受けなければならない。ただし、<u>現状の変更</u>については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>(県重要伝統的建造物群保存地区の選定)</p> <p>第37条 <u>教育委員会</u>は、市町の申出に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町が法第143条第1項又は第2項の規定により定める伝統的建造物群保存地区(法第144条第1項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたものを除く。)で佐賀県にとってその価値が特に高いものを、佐賀県重要伝統的建造物群保存地区(以下「<u>県重要伝統的建造物群保存地区</u>」という。)として選定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(県重要伝統的建造物群保存地区の選定の解除)</p>	<p>(第36条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第35条 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事の許可</u>(別に規則で定めるものについては、市の教育委員会(法第53条の8第1項の特定地方公共団体(以下「<u>特定地方公共団体</u>」という。))にあつては、その長。第48条において同じ。)の許可)を受けなければならない。ただし、<u>現状変更</u>については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>(県重要伝統的建造物群保存地区の選定)</p> <p>第37条 <u>知事</u>は、市町の申出に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町が法第143条第1項又は第2項の規定により定める伝統的建造物群保存地区(法第144条第1項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたものを除く。)で佐賀県にとってその価値が特に高いものを、佐賀県重要伝統的建造物群保存地区(以下「<u>県重要伝統的建造物群保存地区</u>」という。)として選定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(県重要伝統的建造物群保存地区の選定の解除)</p>

改正前	改正後
<p>第38条 県重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その選定を解除することができる。</p> <p>2～4 略 (県選定保存技術の選定等)</p> <p>第40条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの(法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定がなされたものを除く。)のうち佐賀県の区域内に存するものを佐賀県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体(県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3・4 略 (県選定保存技術の選定等の解除)</p> <p>第41条 県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 県選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定がなされたときは、当該県選定保存技術の選定は、</p>	<p>第38条 県重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、その選定を解除することができる。</p> <p>2～4 略 (県選定保存技術の選定等)</p> <p>第40条 知事は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの(法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定がなされたものを除く。)のうち佐賀県の区域内に存するものを佐賀県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体(県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3・4 略 (県選定保存技術の選定等の解除)</p> <p>第41条 県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、<u>知事</u>は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 県選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定がなされたときは、当該県選定保存技術の選定は、</p>

改正前	改正後
<p>解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該県選定保存技術の保持者として認定されていた者又は保存団体として認定されていた団体の代表者若しくは管理人に通知しなければならない。</p> <p>5 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者又は保存団体の認定は、解除されたものとし、前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその<u>すべて</u>が死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその<u>すべて</u>が解散したとき、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の<u>すべて</u>が死亡し、かつ、保存団体の<u>すべて</u>が解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>6 第3項において準用する第20条第4項若しくは第4項後段の規定による通知を受けた者、保持者が死亡した場合のその相続人又は保存団体が解散した場合のその団体の代表者若しくは管理人であった者は、速やかに、認定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>（県選定保存技術の保存）</p> <p>第43条 <u>教育委員会</u>は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保存団体又は市町その他その保存に当たることを<u>適当と認める者</u>に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>解除されたものとする。この場合には、<u>知事</u>は、その旨を告示するとともに、当該県選定保存技術の保持者として認定されていた者又は保存団体として認定されていた団体の代表者若しくは管理人に通知しなければならない。</p> <p>5 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この<u>条</u>において同じ。）は、当該保持者又は保存団体の認定は、解除されたものとし、前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその<u>全て</u>が死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその<u>全て</u>が解散したとき、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の<u>全て</u>が死亡し、かつ、保存団体の<u>全て</u>が解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、<u>知事</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>6 第3項において準用する第20条第4項若しくは第4項後段の規定による通知を受けた者、保持者が死亡した場合のその相続人又は保存団体が解散した場合のその団体の代表者若しくは管理人であった者は、速やかに、認定書を<u>知事</u>に返付しなければならない。</p> <p>（県選定保存技術の保存）</p> <p>第43条 <u>知事</u>は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保存団体又は市町その他その保存に<u>当たることが適当と認められる者</u>に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第44条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者、保存団体又は市町その他その保存に当たることを<u>適当と認める者</u>に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p>	<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第44条 知事は、県選定保存技術の保持者、保存団体又は市町その他その保存に当たることを<u>適当と認められる者</u>に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>第8章 佐賀県文化財保護審議会 (設置)</p> <p>第44条の2 法第190条第2項の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第44条の3 審議会は、知事の諮問に応じてこの条例に規定する事項その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。 (組織)</p> <p>第44条の4 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。</p> <p>第44条の5 委員及び臨時委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>第44条の6 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。 (会長及び副会長)</p> <p>第44条の7 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 会長は、会務を総理する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第8章 略 (書類等の経由)</p> <p>第44条の2 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町の教育委員会を経由して行わなければならない。</p>	<p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第44条の8 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (部会)</p> <p>第44条の9 審議会に、規則の定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (庶務)</p> <p>第44条の10 審議会の庶務は、佐賀県地域交流部において処理する。 (補則)</p> <p>第44条の11 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 第9章 略 (書類等の経由)</p> <p>第44条の12 この条例の規定により文化財に関し知事に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長。次項において同じ。)を経由し</p>

改正前	改正後
<p>2 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、市町の教育委員会を經由して行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、<u>予算の執行に係る事項については知事が、その他の事項については教育委員会が、それぞれ別に定める。</u></p> <p>第9章 略</p> <p>(刑罰)</p> <p>第48条 第13条又は第35条の規定に違反して、佐賀県教育委員会又は市の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、<u>県重要文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は佐賀県教育委員会若しくは市の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</u></p>	<p>て行わなければならない。</p> <p>2 この条例の規定により文化財に関し知事が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、市町の教育委員会を經由して行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める。</u></p> <p>第10章 略</p> <p>(刑罰)</p> <p>第48条 第13条又は第35条の規定に違反して、<u>知事又は市の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県重要文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事若しくは市の教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(佐賀県文化財保護審議会条例の廃止)
- 2 佐賀県文化財保護審議会条例（昭和51年佐賀県条例第23号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、第5条の規定による改正前の佐賀県文化財保護条例の規定により、佐賀県教育委員会がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に佐賀県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては第5条の規定による改正後の佐賀県文化財保護条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該条例の規定の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。